

## 平成19年度 建設工事事務防止重点対策の実施について!! 今年度は「発注者が実施する対策」を重点的に実施!

国土交通省では、平成19年3月29日付けで、今年度の重点対策として、直轄土木工事を対象に「発注者が実施する対策」を主体とした、「平成19年度における建設工事事務防止のための重点対策の実施について」を通知しました。

この通知は、平成12年度から年度ごとに実施しているものですが、「Ⅰ. 発注者が実施する対策」と「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」があり、関係業団体にも協力を依頼しています。

### Ⅰ. 発注者が実施する対策

#### 1. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」について、的確に実施するものとする。
- ・直轄工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を有するものとし、適切に費用を計上するものとする。

#### 2. のり面からの墜落防止重点対策

- ・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に費用を計上する。

#### 3. 交通事故防止重点対策

- ・交通事故防止重点対策として、事故発生箇所の道路状況や工事の作業状況等の観点から、事故発生原因の分析を行い、もらい事故防止に有効な安全設備等について検討する。

#### 4. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・ヒューマンエラーのうち、近道・省略行動本能による事故を防止するため、近道・省略工事に起因する代表的な事故事例について分析し、具体的な事故防止対策を検討する。

#### 5. 工事事務防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、直轄工事の現場において請負者が行う工事事務防止の取り組み(事故ゼロ宣言等)に係る看板等の設置を推奨する事により、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

#### 6. 安全活動の評価

- ・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。(各種チェックリストの活用等)

## II. 関係業団体が実施する対策

### 1. 足場からの墜落事故防止重点対策(H13年度からの継続)

- (1)「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進
  - ・直轄工事において前述した発注者が実施する対策について会員各社に対して周知する。
  - ・直轄工事以外の工事でもガイドラインの適用を推進するよう会員各社に対して働きかける。
- (2)足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化
  - ・足場のチェックリストを現場に備え付け、効果的な点検を働きかける。また、創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

### 2. のり面からの墜落事故防止重点対策(H14年度からの継続)

- (1)施工計画での親綱設備計画の徹底
  - ・施工計画段階で親綱設備等の計画を策定するよう会員各社に対して働きかける。
  - ・施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。
- (2)チェックリスト等による親綱・安全帯の点検
  - ・チェックリスト等による親綱点検強化、親綱、安全帯の適切な取り扱いを働きかける。
  - ・チェックリストを現場に備え付けて効果的に活用し、点検結果や安全活動成果を発注者に提出するよう働きかける。
- (3)昇降設備の設置の推進
  - ・大規模及び特殊法面工事では、必要に応じて安全な移動のための昇降設備設置を推奨する。
- (4)法面施工管理技術者の資格取得の推奨

### 3. 重機事故防止重点対策(H13年度からの継続)

- (1)ステッカー運動の推進
  - ・「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼り付け、安全意識を高めることを推奨する。
  - ・工事完成時に安全活動の創意工夫成果を発注者に提出するよう働きかける。
- (2)重機との接触事故の防止対策の推進
  - ・重機の近接を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故対策防止対策を実施するよう働きかける。

### 4. 交通事故防止重点対策(H13年度からの継続)

- (1)もらい事故対策工の推進
  - ・運転者の注意を喚起する効果的な方法(回転灯や電光表示板等)と車両の制動抑止を図る方法を組合せる等により、有効な交通事故対策を実施する。
  - ・工事完成時に安全活動の創意工夫成果を発注者に提出するよう働きかける。

### 5. 各種事故共通重点対策

- (1)現場管理者、技能者、建設従事者を対象とした安全教育の推進
  - ア)建設従事者に対する安全衛生教育の実施
    - ・厚生労働省が推奨している建設業災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事では、引き続き一定規模以上(常時労働者が20人以上)の現場では、例えば、外部機関(建設業労働災害防止協会等)を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ) 技能者等に対する再教育の推進

- ・作業主任者等を選任する場合は、資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した場合は、再教育を受けるよう働きかける。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育」

②労働安全衛生法第60条の2に基づく「車両系建設機械運転業務従事者」、「移動式クレーン運転士」、「玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育」

③厚生労働省通達に基づく、「ドラグ・シャベル運転業務従事者に対する危険再認識教育」

ウ) 現場管理者に対する教育の推進

- ・職長又は安全衛生責任者については、職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ) 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)の導入の推進

- ・会社社員に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)の導入を推進するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

- ・安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。

(4) 工事事務防止に係る広報活動の推進

- ・工事事務防止の取り組み(事故ゼロ看板等の設置を推進することにより、工事事務防止の取り組みについて作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

以上

## ■足場からの墜落事故防止重点対策の手すり先行工法■

### 「働きやすい安心感のある足場」とは？

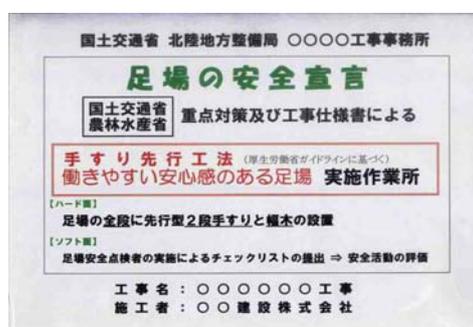
【ハード面の対策】

- ・足場の全段に先行型2段手すりをつま先板(幅木)の設置。

【ソフト面の対策】

- ・チェックリストによる安全点検の実施

【ハードとソフトの両面対策の積極的な取り組みで「足場の安全宣言」を推進する】





## 3月の事故 速報

事故事例を参考に、作業手順書の見直しや、危険予知活動に生かしてください。

### 3月の事故は10件発生 年度末における事故が多発(休業4日以上も1件発生)

(その1)

発生日時	平成19年 3月 5日(月) 11時00分
工事の種類	道路維持工事 <公衆災害>
事故の状況	既設水路流末部の補修のため、コンクリート取り壊し作業中に、バックホウにて埋設されていた水道管を破損させた。

(その2)

発生日時	平成19年 3月 8日(木) 10時55分
工事の種類	道路機動作業
事故の状況	作業終了後、資機材を後片付け中に、標識車が後方から来たトラックに追突され、作業員がガードレールに挟まれて負傷した。

(その3)

発生日時	平成19年 3月 9日(金) 10時10分
工事の種類	河川護岸工事 <労働災害 休業4日以上>
事故の状況	根固めブロック積み込み中に、荷台から積み込み状態を確認しようとして、荷台のあおりに足を掛けようとして踏み外し、背中から敷鉄板の上に落ちた。

(その4)

発生日時	平成19年 3月15日(木) 11時40分
工事の種類	道路改良工事 <公衆災害>
事故の状況	BOX敷設作業終了後、クレーンを回送中、クレーンのブームが電線に接触し、電線の被覆がはがれた。

(その5)

発生日時	平成19年 3月17日(土) 16時10分
工事の種類	河川管理修繕工事 <労働災害>
事故の状況	支障木伐採作業中に、チェーンソーで自分の左足を切った。

(その6)

発生日時	平成19年 3月20日(火) 9時50分
工事の種類	道路除雪作業
事故の状況	除雪車が車道で一端停止し、後続車も停車していた。除雪車がバックしようとし、助手が声を出したが間に合わず、除雪車と後続車が接触した。

(その7)

発生日時	平成19年 3月20日(火) 15時50分
工事の種類	河川築堤工事 <公衆災害>
事故の状況	作業を終了したため、クレーンで吊り上げ移動をしたところ、ブームが引っかかり電力線を切断した。

(その8)

発生日時	平成19年 3月24日(土) 13時00分
工事の種類	河川改良工事 <労働災害>
事故の状況	ダンプで休憩し、助手席から降りようとしたらステップから足を踏み外して落ち負傷した。

(その9)

発生日時	平成19年 3月27日(火) 10時10分
工事の種類	道路電気維持工事 <公衆災害>
事故の状況	受変電設備の作業において、取替作業完了後に、作業用ショートアースを撤去しないまま開閉器を投入したことにより、一時停電となった。

(その10)

発生日時	平成19年 3月28日(水) 4時40分
工事の種類	道路橋梁工事 <公衆災害>
事故の状況	橋梁ジョイント交換終了後、ユニック車がブームの格納をし忘れ走行したため、市道を横断していた設計事務所の引込線を切断した。

**休業4日以上**の事故は、  
**建設工事事故データベースへの登録を忘れずに！**

- ・ 建設工事事故データベースへの登録(入力)がされていない事例が見受けられます。
- ・ 請負者、発注者は必ずインターネットを利用して登録(入力)して下さい。
- ・ 建設工事事故データベースは、各地方整備局、都道府県、政令指定都市、公団が発注した公共工事のうち、休業4日以上の事故が発生した工事について、事故報告をインターネットを利用してデータベースに入力するものです。
- ・ 管理業務はSASセンターが行っています。
- ・ 登録(入力)は、SASセンターのホームページから

**U R <http://sas.ejcm.or.jp/>**

※詳しくは、「土木工事現場必携」88ページをご覧ください